

# 太宰府市自治基本条例

## 手引き



太宰府市

## ■目次

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| 前文                          | 2p  |
| <b>第 1 章 総則</b>             |     |
| 第 1 条 目的                    | 3p  |
| 第 2 条 条例の位置付け               | 4p  |
| 第 3 条 定義                    | 5p  |
| 第 4 条 自治の基本原則               | 6p  |
| <b>第 2 章 市民</b>             |     |
| 第 5 条 市民の権利                 | 7p  |
| 第 6 条 市民の責務                 | 7p  |
| 第 7 条 子どもの権利等               | 8p  |
| 第 8 条 事業者等の役割及び責務           | 9p  |
| <b>第 3 章 議会</b>             |     |
| 第 9 条 議会の役割及び責務             | 10p |
| 第 10 条 議員の役割及び責務            | 10p |
| <b>第 4 章 市長等</b>            |     |
| 第 11 条 市長の役割及び責務            | 12p |
| 第 12 条 職員の役割及び責務            | 12p |
| <b>第 5 章 コミュニティ</b>         |     |
| 第 13 条 コミュニティ               | 13p |
| <b>第 6 章 市民参画の原則</b>        |     |
| 第 14 条 情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護 | 14p |
| 第 15 条 市民参画                 | 15p |
| 第 16 条 住民投票                 | 16p |
| 第 17 条 協働                   | 17p |
| <b>第 7 章 市政運営の基本原則</b>      |     |
| 第 18 条 総合計画等                | 18p |
| 第 19 条 政策法務                 | 20p |
| 第 20 条 財政運営                 | 21p |
| 第 21 条 組織及び人事政策             | 22p |
| 第 22 条 行政評価                 | 23p |
| 第 23 条 外部監査                 | 24p |
| 第 24 条 審議会等                 | 25p |
| 第 25 条 パブリック・コメント           | 26p |
| 第 26 条 公益通報                 | 27p |
| 第 27 条 危機管理                 | 28p |
| 第 28 条 国及び他の地方公共団体等との連携     | 29p |
| <b>第 8 章 条例の見直し</b>         |     |
| 第 29 条 条例の見直し               | 30p |

## 条例の構造

### 前 文

### 第1章 総則

第1条 目的      第2条 条例の位置付け      第3条 定義      第4条 自治の基本原則

### 第2章 市民

第5条 市民の権利  
第6条 市民の責務  
第7条 子どもの権利等  
第8条 事業者等の  
役割及び責務

### 第3章 議会

第9条 議会の役割  
及び責務  
第10条 議員の役割  
及び責務

### 第4章 市長等

第11条 市長の役割  
及び責務  
第12条 職員の役割  
及び責務

### 第5章 コミュニティ

第13条 コミュニティ

### 第6章 市民参画の原則

第14条 情報提供及び情報公開並びに  
個人情報の保護      第16条 住民投票  
第15条 市民参画      第17条 協働

### 第7章 市政運営の基本原則

第18条 総合計画等      第24条 審議会等  
第19条 政策法務      第25条 パブリック・コメント  
第20条 財政運営      第26条 公益通報  
第21条 組織及び人事政策      第27条 危機管理  
第22条 行政評価      第28条 国及び他の地方公共団体等との連携  
第23条 外部監査

### 第8章 条例の見直し

第29条 条例の見直し

## 前 文

前文では、自治基本条例を通じて私たちがどのような太宰府市を実現したいかを明らかにしています。先人達が築いてきた太宰府の良き伝統を守り、育てるとともに、市民が主体的に課題解決に取り組み、明るい未来をつくりあげるために、市民、コミュニティ、議会、市長等が互いに協力しながら、市民を主体としたまちづくりの実現に取り組むことを宣言しています。

### (前文)

四王寺山や宝満山等のみどり豊かな自然と文化遺産に恵まれた私たちのまち太宰府市は、かつて「遠の朝廷（とおのみかど）」と呼ばれた九州の政治の中心であり、また外国との窓口として歴史的にも重要な役割を果たしてきました。今日でも、太宰府天満宮、特別史跡大宰府跡、水城跡、大野城跡をはじめとする歴史的・文化的遺産や、九州国立博物館等の文化施設を有する全国屈指の観光都市であり、学問・文化交流の拠点としての良き伝統を受け継いでいます。

先人たちが築いてきたこの歴史と文化、そして豊かな自然は、私たちの大きな誇りです。私たちは、こうしたこのまちの良さを守り、しっかりと育てていきたいと願っています。

一方、少子高齢化をはじめとして、さまざまな課題が生じています。私たちは、すべての住民がこのまちで幸せに暮らせるよう、主体的に課題解決に取り組み、明るい未来をつくりあげていきたいと考えています。

こうした私たちの想いを実現するためには、市民一人ひとりがこのまちの主人公であるという理念のもと、市民、コミュニティ、議会、市長等が、それぞれの自主性及び自律性を尊重しつつ、互いに協力しながらまちづくりを行っていく必要があります。

そこで私たちは、市民を主体としたまちづくりの実現に取り組み、「太宰府に住んでよかった」と実感することができるよう、太宰府市にかかわるすべての人が笑顔あふれるまちを目指して、ここに太宰府市自治基本条例を制定し、本市における自治の基本原則を定めます。

### 〇解説

- ・ 前文は、この条例の制定にあたっての私たち市民の想いを明らかにするものです。分かりやすく、親しみをもってもらえるよう「ですます調」を用いました。
- ・ 第1段落は、太宰府市が、太宰府天満宮や3つの特別史跡などの歴史的・文化的遺産や九州国立博物館等の文化施設などを有する全国屈指の観光都市であること、良き伝統を有していることを述べています。
- ・ “良き伝統”とは、太宰府が、さまざまな人々が行き交い、学問・文化の交流拠点として、“開かれた場”であり続けてきたことを指します。
- ・ 第2段落と第3段落は、太宰府市の誇りである歴史・文化・自然を守り、育てるとともに、課題解決を通じて明るい未来をつくりあげるために、私たち市民が主体的に取り組むことを宣言しています。
- ・ 第4段落は、「市民一人ひとりがこのまちの主人公である」という理念、市民等の自主性・自律性を大事にしていくことの大切さ、「協力なくしてまちづくりなし」ということの確認をするものです。
- ・ 第5段落は、自治基本条例を通じて私たちがどのような太宰府市の姿を実現したいと考えているのかを明らかにしています。

## 第1章 総則

この条例の趣旨の理解を図るため、条例の目的、条例の位置づけ、言葉の定義、自治の基本原則を定めています。

### (目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を定めることにより、市民、コミュニティ、議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼し合う関係を築き、市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。

### ○解説

- ・この条例の目的は「市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ること」です。この目的を実現するため、市民、コミュニティ、議会、市長等が、互いに理解を深め信頼しあう関係を築くことこそが大事である、という本条例の基本的な考え方を示しています。
- ・ただし、本条例は個別分野の施策に関して方向性を示したり、取り組みを推進するものではありません。本条例の原則を尊重したうえで、各施策の方針が決定され、取り組みが推進されることを想定しています。

### ○ 用語の解説 ○

#### 「自治」とは、

「自治」は、「自ら(みずから)治める(おさめる)」と書くように、市民一人ひとりが自ら考え主体的に行動することを原点とし、自分たちのまちを自分たちでつくっていくことです。

### ○ 用語の解説 ○

#### 「市民福祉の向上」とは、

ここで言う「福祉」は、「幸せ」や「豊かさ」を意味する言葉であり、「市民福祉の向上」とは、市民の幸せと豊かさを高めることです。



(条例の位置付け)

第2条 議会及び市長等は、他の条例、規則及びその他の規程（以下「条例等」という。）の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性の確保を図るものとする。また、本市の市政運営上必要な基本構想その他計画を策定し、これらに基づく施策及び事業を実施し、又は法令及び条例等を執行する場合も同様とする。

○解説

- ・自治基本条例は、まさに「自治の基本」を定めるものであり、その「基本」が軽視されることはあってはなりません。そこで、これを最大限尊重すること、他の条例等との整合性を図ることを規定しました。いわば当然のことを確認するための「確認規定」という位置付けになります。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）、市内にある事務所又は事業所に勤務する者、市内にある学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体（以下「事業者等」という。）をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び公営企業管理者並びに当該執行機関等の事務等に従事する職員をいう。
- (3) まちづくり 太宰府市を住みやすく、魅力あふれるまちにするためのあらゆる取り組みをいう。
- (4) 市民参画 市の政策立案等の過程において市民が責任を持って主体的にかかわることをいう。
- (5) 協働 まちづくりにかかわる多様な主体が、それぞれの役割及び責務を自覚し、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を尊重し、対等な立場で連携し、協力して課題解決に取り組むことをいう。
- (6) コミュニティ 自治会等の地縁による団体及びまちづくりの担い手として認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。

○解説

- ・本条例で用いる重要な用語を定義しています。
- ・第1号の「市民」について、まちづくりは、住民だけではなく、本市に関わる多くの人々の協力のもとで進めることが必要であること、住民以外の方々にも責務があることを認識していただくことが必要であることに鑑み、太宰府市に関わりを持つ一定の人々まで含めています。
- ・第2号では行政機関を定義しています。市長その他の委員会は、地方自治法上「執行機関」として規定されますが、執行機関という言葉は一般的に分かり難いことから、総括して「市長等」としています。
- ・第3号の「まちづくり」とは、単に道路や公園等の整備だけではなく、子育て、障がい児・者支援、高齢者支援、環境、教育、都市としての発展等、幅広い分野における取り組みをいいます。
- ・第4号の「市民参画」とは、市長等が行う政策等の計画段階から、市民が意見等を反映させるために、主体的にかかわっていくことをいいます。
- ・第5号では、「協働」を定義しています。多様化する社会的課題の解決を行うには、行政だけでなく、さまざまな主体の協力が不可欠であるため、「協働」という言葉を定義しました。まちづくりにかかわる多様な主体が、対等な立場で連携し、協力するにあたっては、「自主性及び自律性を尊重し」という文言を入れている点がポイントです。
- ・第6号では、「コミュニティ」を定義しています。具体的には、住んでいる地域を単位とした自治会等と、福祉や環境等のテーマ別に活動している特定非営利活動法人やボランティア団体等、多種多様なものが含まれています。

(自治の基本原則)

第4条 市政は、住民の信託に基づき行われるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、市政運営に関する情報を共有するよう努めるものとする。

3 議会及び市長等は、市政への市民参画の機会を保障するものとする。

4 議会及び市長等は、市政を進めるに当たって、市民に対し、分かりやすい説明を行うものとする。

5 市民、コミュニティ、議会、市長等は、協働してまちづくりを行うものとする。

○解説

- ・ 条例に定める目的の実現を目指し、まちづくりに係わる各主体が共有すべき原則を規定しています。
- ・ 第1項は、市政が住民からの信託に基づき行われるということを確認的に規定しています。
- ・ 第2項から第4項は、第1項を担保するために求められる市政のあり方を規定しています。
- ・ 第3項は、市民参画の機会の保障を定めていますが、市民参画の具体的なあり方については、市民アンケートやパブリック・コメント、審議会への参加など、個別の場面で違ってきます。市長等は、そのあり方についての市民の声も受け止めながら、よりよい市民参画のあり方を模索していく必要があります。
- ・ 第4項では、議会や市長等の説明責任について規定しています。まちづくりを市民の参画と協働によって進めていくためには、まちづくりの担い手である市民や議会、市長等が強い信頼関係で結ばれ、合意形成を図ることが必要です。そのため、議会及び市長等は、市政に関し、様々な場面で説明責任（アカウンタビリティ）を果たさなければなりません。
- ・ 第5項は、第1条の趣旨を踏まえ、協働のまちづくりを規定しています。

○ 用語の解説 ○

「住民の信託」とは、

日本国憲法前文には「国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と国民の国政への信託が明記されています。

つまり、私たち国民はその持てる権利を国政に信託（信用して任せる）し、権利を保障するとともに、福利（幸福や利益）を受け取るという約束をしていることになります。

現在の地方自治制度では、地方政治への信託について規定はありませんが、地方分権が進展し、自らの問題を自ら解決していく自治の考え方に基くと、国政と同様に、市議会及び市長等の権限が住民から信託されているといえます。

## 第2章 市民

まちづくりの主体である「市民」の権利や責務を定めています。また、第7条では子どもの権利等、第8条では事業者等の役割及び責務を定めています。

### (市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法及び法令により定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。

- (1) 市政運営に関する情報を知る権利
- (2) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利

### ○解説

- ・ 第1号が定める「情報を知る権利」は、この条例の第4条第2項「情報共有」を図るための重要な権利です。また、「情報を知る権利」の保障は、市民等がまちづくりや市政運営に参画し、市長等と協働してまちづくりを行うための前提条件となります。
- ・ 第2号は、まちづくりに対して「参画」「意見の表明」「意見の提案」を行う権利が市民にあることを確認するものです。

### (市民の責務)

第6条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、知る権利を積極的に行使し、及び互いの人権を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参画するよう努めるものとする。

- 2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、相互の連携を図り、協力してまちづくりを行うよう努めるとともに、学生や若者等の意見及び活動を尊重するよう努めるものとする。
- 4 選挙権を有する住民は、その行使に努めるものとする。

### ○解説

#### (市民の責務)

- ・ 第1項は、一人ひとりの日々の生活がそのまま「まちづくり」につながっているという考えに基づき、「自治の主体」としての自覚、知る権利の行使、人権尊重、助け合いの精神をもってまちづくりに参画すべきことを規定しています。
- ・ 第2項は、無責任な行動や発言にならないよう、市民に自覚を促すための条文です。
- ・ 第3項では、市民の相互連携及び、学生等の意見や活動の尊重を規定しています。本市には守っていくべき良き伝統がありますが、太宰府市をより魅力あるまちにしていくためには、新たな発想も必要です。これまで、さまざまな機会を通じて、学生や若者の意見を取り入れてきましたが、市民の具体的な行動指針として、あらためて規定しています。
- ・ 第4項は、一人ひとりの有権者が議員活動に関心を持ちつつ、意識を持って選挙権を行使していくことが、よりよい市政運営につながると考え規定しています。

### (子どもの権利等)

第7条 子どもは、健やかに成長する権利を有する。

2 子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。

3 市民及びコミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。

4 市民及びコミュニティは、子どもがまちづくりの主体として学び育っていけるよう、環境の整備に努めるものとする。

5 議会及び市長等は、子どもが、自らがまちづくりの主体であることを自覚しながら成長できるよう、環境の整備に努めるものとする。

6 議会及び市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。

### ○解説

- ・本条は、子どもを一人の人間として尊重するとともに、子どもは太宰府市の将来を担う大事な存在であるという認識の下、「子どもの権利」や「子どもに対して、市民やコミュニティなどが果たすべき役割」をそれぞれ規定しています。
- ・第1項では、健やかに成長することを子どもの権利として明確にしています。
- ・第2項では、子どもには参政权はありませんが、子どもも、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を持っていることを明らかにしています。例えば、成長段階に応じて、地域の清掃活動や、資源回収への参加や各種ボランティア活動を通してまちづくりに関わることなどが考えられます。また、これは、子どもたちの様々な意見をまちづくりに反映することを目的とするものでもあります。
- ・第3項では、子どもが、将来の太宰府市を担うことはもちろん、この地域から羽ばたいて、将来の日本、さらには世界の未来を担うような人材になることを願い、市民やコミュニティが、子ども達の健全育成や安全の確保に努めることを表しています。
- ・第4項及び5項では、子どもたちが自分たちのふるさとに関心を持ち、責任を持って活動することができるように、市民、コミュニティ、議会、市長等は、子どもたちが育つ環境の充実を図ることを規定しています。
- ・第6項では、将来を担っていく子ども達の考えも参考にしながらまちづくりを行うことが、これからの時代には必要であると考え、そのための仕組みづくりに取り組んでいくことを表しています。



### (事業者等の役割及び責務)

第8条 事業者等は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会の調和ある発展のために協力するよう努めるものとする。

#### ○解説

- ・ 太宰府市の調和ある発展を実現するためには、事業者の協力は重要であり、地域社会の一員としての事業者の連携・協力を明記する必要があると考え、本条文を設けました。



## 第3章 議会

まちづくりの主体（市の意思決定機関）である「議会」と「議員」の役割や責務を定めています。

### （議会の役割及び責務）

第9条 議会は、市政上の重要な意思決定を行う機関及び執行機関を監視する機関としての役割を果たすとともに、政策の立案に積極的に取り組むものとする。

2 議会は、市民参画の推進等、開かれた議会運営の実現に努めるものとする。

3 議会は、市民が議会の議決、審査及び議会活動について、その経緯及び理由等をより簡便に知ることができる方法で説明責任を果たすものとする。

### ○解説

- ・第1項では、議会は、市政上の重要な意思決定を行うことや、市政運営の監視を行うことはもちろんのこと、政策立案に積極的に取り組むことが議会の責務であることを規定しています。
- ・第2項は、議会運営の基本的なあり方を規定しています。なお、「開かれた議会運営」とは、一言で言えば、「誰もがアクセスしやすい議会運営」のことです。これを実現するためには、積極的な情報提供等により議会運営の透明性を高め、また、公聴会制度を活用するなどして議会の場で市民の意見を聴く場を設け、意見聴取会、出前議会等を行うことで、議会自らが市民のもとへ出向き、市民意思の把握に努める必要があります。
- ・第3項では、議会は、多様な方法で市民意思の把握に努め、その内容を市政及び議会活動に反映できるよう努めていくことを表しています。また、市民に対し、議会に関する情報を積極的にわかりやすく説明することは、市民の「情報を知る権利」を保障するものです。

### （議員の役割及び責務）

第10条 議員は、この条例を遵守し、市民の負託にこたえるために、多様な方法で市民の意思を把握し、総合的な視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行する責務を有する。

2 議員は、調査研究その他の活動を通じ、議会における審議及び政策の立案活動の充実に努めなければならない。

3 議員は、自らの議員活動に関する情報を提供し、及び議会の議決に関する自らの見解を市民に積極的かつ分かりやすく説明するよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、議員は、第6条に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。

### ○解説

- ・第1項の「総合的視点」とは、個別行政分野間の調和と調整を確保するという視点、計画、実行、評価、改善という市政運営のプロセス全体に目を配るという視点、地域間バランス、緊急性及び将来展望など太宰府市全体の状況を見て判断するという視点の三つを意味します。
- ・第2項では、議員は、自ら積極的に調査研究活動や市政に関する市民意思の把握に関す

る活動を行うことにより、議会における審議や政策立案活動の充実に努めることを定めています。

- ・第3項では、議員は市民全体としての福祉向上を目指して行動し、その議員活動について、たとえば自らのホームページや会報誌、あるいは市政報告会等を通じ、できるだけ数多く市民に説明する機会を設けることの必要性を定めています。
- ・第4項は、議員は市民でもあることから、積極的にまちづくり活動に参加するよう努めるなど、この条例に規定する市民としての責務も果たさなければならないことを規定しています。

#### ○ 用語の解説 ○

##### 「市民の負託」とは、

「負託」とは、他人に任務や責任を引き受けさせてまかせることです。つまり、市民は、議員に市政を信託(信じて託す)し、議員はその信託を受け、責任を持って市政にまい進するという意味で負託という表現を用いています。

なお、太宰府市議会基本条例の目的にも“…太宰府市民の負託に応え…”と規定されています。



## 第4章 市長等

まちづくりの主体（自治体の行政事務を管理執行する機関）である「市長」と「職員」の役割や責務を定めています。

### （市長の役割及び責務）

第11条 市長は、市の代表者として、この条例を遵守し、市民の声を真摯に受け止め、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

2 市長は、政策を行う際には、透明性及び客観性を確保するように努め、市民に対し説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、第6条に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。

### ○解説

- ・第1項では、市長は、住民から選挙により直接選ばれたという負託に応え、市民との対話の大切さを認識するとともに、公正かつ誠実に市政を行わなければならないことを規定するものです。
- ・第2項では、市長は、目指すべき市の将来像や政策等について、市民が理解しやすいように分かりやすく説明しなければならないことを定めています。
- ・第3項は、市長は市民でもあることから、積極的にまちづくり活動に参加するよう努めるなど、この条例に規定する市民としての責務も果たさなければならないことを規定しています。

### （職員の役割及び責務）

第12条 職員は、全体の奉仕者として、この条例を遵守し、市民の声を真摯に受け止め、市民ニーズに適切に対応し、公正かつ誠実に法令等を遵守し職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らを研鑽することにより資質の向上を図り、市民の視点に立ち、意欲を持って職務を遂行し、課題等の解決に取り組まなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、職員は、第6条に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。

### ○解説

- ・第1項では、市の職員は、憲法第15条第2項に規定する「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」ことや、地方公務員法に規定する職員の職務専念義務、さらには、市で規定した服務規程など公務員としての義務や心構えを守るとともに、法令等を遵守し、市民に対して公正かつ誠実に仕事を行わなければならないことを規定しています。
- ・第2項では、行政サービスの向上のために、職員それぞれが知識や能力のレベルアップを図るとともに、市民ニーズを的確に捉えて意欲的に職務を果たさなければならないことを規定しています。
- ・第3項は、職員は市民でもあることから、積極的にまちづくり活動に参加するよう努めるなど、この条例に規定する市民としての責務も果たさなければならないことを規定しています。

## 第5章 コミュニティ

市民が、コミュニティの活動を通して、まちづくりの推進に努めることと、市長等によるコミュニティ活動の支援に関して定めています。

(コミュニティ)

第13条 市民は、コミュニティがまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに参画し、その活動に関わるよう努めるものとする。

2 コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、まちづくりの推進に努めるものとする。

3 市長等は、まちづくりを推進するため、コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自律性を損なわない範囲で、積極的にコミュニティの活動を支援するよう努めるものとする。

### ○解説

- ・ コミュニティには、エリア型やテーマ型等、さまざまな形態がありますが、いずれのコミュニティも、地域問題解決にとって不可欠な存在です。また、コミュニティに参加することによって、公共的な精神が養われるという面もあります。しかし、近年、自治会等においては、その加入率の低下や実質的参加率の低下（＝名目的な参加にとどまり、自治会等活動には参加しない人たちの増加）が指摘されていますし、NPO活動の広がりもまだまだ十分とは言えません。
- ・ 第1項では、コミュニティに市民が積極的に参画し、また、その活動に参加することの大切さを明らかにするために規定しました。
- ・ 第2項では、コミュニティ同士の連携について規定しています。まちづくりの担い手として連携・協力することで、それぞれの特性が活かされ、より一層まちづくりが進んでいくものと考え、決めました。
- ・ 第3項は、市長等によるコミュニティ活動支援に関する規定ですが、それを行う際にはコミュニティの主体性・自主性・自律性を損なわないようにしなければならないというのが、この規定のポイントです。



## 第6章 市民参画の原則

まちづくりへの参画や協働にあたり、市民、コミュニティ、議会及び市長等が果たすべき役割や、参画するための仕組みや制度を定めています。

### (情報提供及び情報公開並びに個人情報の保護)

第14条 議会及び市長等は、市政に関する情報を市民と共有することがまちづくりの基本であることを踏まえ、情報提供を積極的に行うよう努めるものとする。

2 前項の情報提供は、市民による理解が容易な形でなされなければならない。

3 議会及び市長等は、市政運営に有益な情報を積極的に収集するとともに、市民にとって有用な情報を提供するよう努めるものとする。

4 議会及び市長等は、自らが保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報共有ができるよう、自らが保有する文書、図画及び電磁的記録に係る情報の適正かつ効率的な管理、保存及びその運用について、総合的かつ体系的な仕組みの整備に取り組むものとする。

5 議会及び市長等は、個人の権利及び利益を保護するため、それぞれが保有する個人情報を別に定める太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第11号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に則り、適正に取り扱うものとする。この場合において、その取り扱いに際しては、他の保護すべき権利及び利益に十分に配慮しなければならない。

### ○解説

- ・第1項は、情報提供について規定しています。「情報公開」というのは、情報公開請求に基づいて情報を公開するという、いわば「受け身」のものです。それに対し、「情報提供」は市民に必要な市政に関する情報を的確に把握し、市民が迅速かつ容易に得られるよう、積極的に公表するというものです。
- ・第2項は、可能な限り行政用語等を使わずに、市民に理解しやすい表現で情報提供することを指します。
- ・第3項は、議会及び市長等は、常にアンテナを張り、市政運営にとって有用な情報の収集に努めなければならないこと、その情報から、市民にとって有用な情報を提供すべきことを規定しています。
- ・第4項は、いわゆる「公文書等の管理」についてきちんと取り組むべき旨を規定しています。公文書等を管理することは、過去の検証に不可欠であるだけでなく、公文書が残ることを職員が意識することによって、適正な職務遂行につながります。
- ・第5項は、個人情報保護に関する規定です。すでに「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」が存在していますので、本項のポイントは、後段にあります。これは、個人情報保護制度へ過剰反応や無理解等に基づくさまざまな問題が生じていることに考慮したものです。個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)でも、緊急かつやむを得ないと認められるときは、個人情報の収集や提供を行うことができると規定されています。

(市民参画)

第15条 議会及び市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明性を持った市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市長等は、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにする等、誠実に対応するものとする。

○解説

- ・第1項は、総合計画等（本条例の第18条に規定）の計画の策定や条例の制定等を行う際には、立案の段階から市民参画の機会の積極的創出に努めるべき旨を規定しています。柔軟に市民の声を受け止めることができるよう、“できるだけ早い段階から”市民参画を行うべき、というのがその趣旨です。
- ・第2項は、市民参画に必要な情報を提供することを規定しています。「市民参画を有意義なものにするために必要な資料等」とは、例えば、他の自治体の参考事例や市の各種データ等、協議に必要な資料のことを指します。
- ・第3項は、計画の策定や条例の制定等の場合以外にも、市民からの意見や要望等についても市民参画の一つととらえ、市長等は、処理結果を明らかにする等、誠実に対応することを規定したものです。



### (住民投票)

第16条 市内に住所を持つ有権者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者。以下「有権者」という。）は、市政の重要事項について、それぞれの事案に応じて別に定める条例により、投票を通じて自らの意思を明らかにすることができる。

2 前項の条例は、投票に付すべき事項、投票手続、その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。

3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 有権者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に基づきその50分の1の署名により、第1項の条例の制定改廃を求めることができる。

### ○解説

- ・第1項は、市内在住有権者が住民投票を通じて自らの意思を表明できること、及び市政の重要論点について案件ごとに条例で設ける「個別型住民投票制度」でそれを行うことを定めています。
- ・第2項は、住民投票の仕組みを定める条例で規定すべき内容を規定しています。
- ・第3項は、住民投票の尊重義務を定めています。上述の通り、条例に基づく住民投票制度の場合、住民投票の結果に法的拘束力はありません。しかし、投票結果が議会や市長によって無視されてしまうようでは、住民投票を行う意味そのものが失われます。そこで、「尊重しなければならない」という形で明示しました。
- ・第4項は、地方自治法で定める住民の請求の基本的要件について規定をするもので、有権者が、地方自治法の定めに従い、その総数（請求資格者審査名簿に記載された者）の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、住民投票を規定した条例の制定等を市長に請求することができると定めています。

### ○ 用語の解説 ○

#### 「住民投票」とは、

ここで定めた「住民投票」は、条例に基づくもので、市の特定の重要な問題について、たくさんの人の意見を直接聞く必要がある時のために、住民投票条例を定めて実施するというものです。



(協働)

第17条 市民、コミュニティ、議会及び市長等は、市民による主体的な取り組みを基本としつつ、まちづくりの推進に当たって協働を行うよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長等は、市民及びコミュニティの自主性及び自律性を損なわないよう配慮しなければならない。

3 市長等は、協働の実態が前項の定めるところに合致しているかどうかを精査し、協働によるまちづくりを効果的に推進するための手続き等の整備及びその改善に努めなければならない。

4 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及びコミュニティに対し、必要かつ適切な支援を行うよう努めるものとする。

○解説

- ・第1項では、市民による主体的に問題解決に当たることが基本となることを示すとともに、まちづくりを推進する際には協働に努めることを規定しています。
- ・第2項は、市長等が、協働に際して、配慮しなければならないことを規定しています。
- ・第3項は、第2項で定めている配慮がきちんとなされているかどうかを精査し、協働によるまちづくりを効果的に推進するための手続き等を整備し、かつ、継続的に改善の努力を行うべき旨を定めています。
- ・第4項は、市民及びコミュニティが主体的な取り組みを継続的かつ効果的に行うことができるよう、行政は「必要な」支援を行うべきであること、ただし、それは市民及びコミュニティの自主性及び自律性を損なわない「適切な」範囲で行われるべきことを定めています。



## 第7章 市政運営の基本原則

市政運営を計画的、安定的、効率的及び効果的なものとするために必要な総合計画や政策法務、財政運営等について定めるとともに、まちづくりの主体各々の関わりについて定めています。

### (総合計画等)

第18条 市長等は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、市の目指すべき将来像を定める総合計画のうち基本構想及び基本計画を策定する場合には、立案段階から市民参画の機会を設け、議会の議決を受けなければならない。

2 市長等は、各行政分野の基本的な計画（以下「行政分野別基本計画」という。）を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するものとし、関連する行政分野別基本計画との調整を図らなければならない。

3 市長等は、総合計画及び行政分野別基本計画の目標及び期間を明示するとともに、進行の状況を適切に管理し、市民に分かりやすく公表するものとする。

4 市長等は、前項に規定する各計画が社会経済情勢の変化に対応したものとなるよう、市民参画の機会を設け定期的に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。

### ○解説

- ・本条は、いわゆる「計画行政」の推進のための条文です。計画は、取り組むべき課題の順位づけとそれに基づく予算等の重点化を通じて、地域間・施策間・年次間資源配分の指針を示し、部局間調整を促進し、諸施策の進行管理に寄与します。さらに、行政の説明責任を問う際の足掛かりにもなりますし、その策定プロセスは、市民参画の格好の舞台ともなります。こうした計画の諸機能を市政運営に組み込むために、全4項の条文を規定しました。
- ・第1項では、市民参画及び議会の議決事項を定めました。総合計画の基本構想及び基本計画の策定にあたっては、その重要性に鑑み、市民参画の機会を設けるとともに、議会の議決を経なければならないと規定しています。
- ・第2項では、各行政分野における計画を策定する際は、市の最上位計画である総合計画に定める施策の方向性に沿ったものとすることや、市役所の各組織が連携し、関連する計画間の調整を図ることで、いわゆる縦割り行政を解消していく旨を規定しています。例えば、高齢者福祉に関する計画を策定する際は、障害者福祉や保健福祉など関連する計画との調整を図るといったことです。
- ・第3項では、総合計画等の内容はもとより、各計画がどのくらい達成できているかなどの進捗状況についても市民に分かりやすい方法で公表しなければならないことを規定しています。
- ・第4項では、近年、社会情勢の変化が非常に早くなっていることから、総合計画等については、社会情勢の変化に合った計画となるよう、定期的に検討を行い、必要に応じて見直すことで、実効性のある計画にしなければならないことを規定しています。

○ 用語の解説 ○

「総合計画」とは、

総合計画は、将来のまちの姿とそれを実現するための政策・施策を明らかにした計画です。

**基本構想:** 将来像と目指すべきまちの姿を定めるとともに、これを達成するために必要な目標を示すもの。

**基本計画:** 基本構想を達成するために、各施策の現状と課題や基本方針、成果指標、施策実現に向けた取組などを示したもの。

**(政策法務)**

第19条 議会及び市長等は、地域課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めるものとする。

2 市民は、自らも政策法務の主体であることから、前項の法令の解釈及び運用について、必要な意見を述べることができる。

○解説

- ・第1項では、地方分権の流れによって自治体の果たす役割が大きくなる中で、議会及び市長等が、問題解決のために、自治体が持つ法令解釈権を生かし、積極的に地域の実情に合った条例立案等を行うべきことを規定しています。
- ・第2項では、市民も議会及び市長等と同様に、政策法務の主体であることを明記し、地域の実情に合った行政運営を行うよう意見を述べることを規定するものです。

○ 用語の解説 ○

**「政策法務」とは、**

法務とは、法律の知識で社会を支えることを意味しますので、政策法務とは、行政が主体となって行うことを、法律の知識を使って目的を達成し、政策課題を解決しようとする考え方です。言い換えると、自治体が市民の幸せや豊かさを高めるために、既にある法体系をもとに、より地域のニーズに即した自主的な行政を推進することです。

○ 用語の解説 ○

**「地方自治の本旨」とは、**

憲法では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」として、地方自治を保障していますが、「地方自治の本旨」については、法令に明確な規定はありません。

一般的には、「地方自治の本旨」は、「住民自治」と「団体自治」の二つの要素からなるとされています。「住民自治」は、地方自治がその地域の市民が自己の意志と責任に基づいて行われるという民主主義的要素であり、「団体自治」は、地方自治が国から独立した地方自治体に委ねられ、地方自治体自らの意思と責任の下でなされるという地方分権的要素であると言われています。

(財政運営)

第20条 議会及び市長等は、中長期的な展望に立って、財政の健全性の確保に努めるものとする。

2 議会及び市長等は、創意工夫による経費節減及び収入増に積極的に取り組むとともに、行政サービスの向上及び良好な市政運営の推進を図るよう、常に検討を加えなければならない。

3 議会及び市長等は、予算、決算その他財政に関する事項について、市民に分かりやすく公表するよう努めるものとする。

4 市長等は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、その状況について分かりやすく公表するよう努めるものとする。

○解説

- ・ 自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最少の経費で最大の効果を上げるための計画的な財政運営について規定しています。
- ・ 第1項では、本市の財政運営について規定しています。政策相互の連携を図りながら、歳出の抑制に取り組むとともに、税收等の財源の確保を図るなど、効果的かつ効率的な財政運営に努めなければなりません。
- ・ 第2項では、行財政改革に取り組むことについて規定していて、三つのポイントがあります。第1に、経費節減だけでなく、収入増のための取り組みを求めている点です。第2に、それは創意工夫に基づくべきだという点です。第3に、行政サービスの向上と良好な市政運営のために、常に検討するという点です。
- ・ 第3項では、予算等について、市民に分かりやすい資料作りと積極的な情報発信に努めることを規定しました。
- ・ 第4項では、市が保有する土地や施設などの財産については、適正な管理や効率的な運用を行い、資産の有効な活用を図らなければならないことを規定するものです。特に、今後、財政状況や人口減少を踏まえ公共施設の在り方を見直していく必要があります。



(組織及び人事政策)

第21条 市長等は、柔軟な課題対応及び部局間連携を可能とする組織体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 市長等は、第12条に規定する職員の役割及び責務の遂行並びに組織力の発揮のため、効果的かつ計画的な人事政策の運用に努めなければならない。

○解説

- ・第1項では、市長等は、社会情勢等の変化に対応していくため、常に組織の見直しを行うとともに、特に、重要な政策課題に対応する場合には、通常の組織体制にとらわれることなく、関連する部署が連携して組織横断的に取り組むよう規定しています。
- ・第2項では、職員採用や人材育成につき、長期的な視点に基づいてしっかり行うべきこと、適切な人事評価を行うべきことを規定しています。

(行政評価)

第22条 市長等は、市民に対する説明責任を果たし、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、行政評価を実施するものとする。この場合において、市民及び専門家等の参画のもとに実施するものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、その結果を施策等に適切に反映させるものとする。

3 市長等は、必要な行政サービスを効率的かつ効果的に提供するため、行政評価等を通じて事務事業等の改善に努めなければならない。

○解説

- ・「行政評価」とは、限られた行政資源（財源、人員等）を最大限に有効活用するため、行政が実施する事業について、「どのような成果があったか」「当初設定した目標が着実に達成できているか」などの視点から、客観的・多角的に、評価・検証を行うものです。これにより、「事務の改善」「職員の意識改革」「説明責任の向上」が図られます。このようなことから行政評価を市政運営に取り入れるよう本条を設けたものです。
- ・第1項では、市長等は、市政に関する説明責任を果たすことや施策の改善などのため、行政評価を実施しなければならないことを定めています。なお、実施に当たっては、行政内部の視点だけでは気付きにくい点も少なくないことに鑑みて、市民と専門家等の外部の視点からの評価も取り入れていくことを規定しています。また、評価をするためには評価するための情報が必要であり、事業等の進行状況と成果を市民に分かりやすく公表することが求められます。
- ・第2項では、評価結果については、市民にわかりやすく公表し、市民の意見を求めるとともに、評価の結果やその意見については次年度以降の施策などに反映していくことを表しています。
- ・第3項では、職員が行政サービスの向上のため、普段から仕事を改善していくことは当然のことですが、施策評価の実施など、「評価する」ことを通じて仕事の内容を見直していくことが重要であることを定めています。



**(外部監査)**

第23条 市長は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて、外部監査契約を締結した地方自治法第252条の28に規定する者（以下「外部監査人」という。）に監査を実施させることができる。

2 有権者は、地方自治法第75条第1項の請求をする場合において、併せて、当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて、前項の外部監査人の監査によることを請求することができる。

**○解説**

- ・ 第1項は、地方自治法第252条の27で定められている「包括外部監査契約」および「個別外部監査契約」を行うためには条例で定めることが必要とされているため（地方自治法第252条の36第2項、同法第252条の39第1項）、それを定めるものです。
- ・ 第2項は、有権者が上記のうち「個別監査契約」に基づく外部監査を求めることができることを定めています。なお、請求後の取り扱い（流れ）は、地方自治法第252条の39第3項以下の規定に従うことになります。

(審議会等)

第24条 市長等は、審議会等（地方自治法第202条の3に規定する附属機関その他これに準ずる機関をいう。）の委員を選任する場合は、適正な委員構成に努めるとともに、原則としてその一部を市民からの公募によって選任するものとする。

2 市長等は、前項の公募を行うときは、選考過程の透明性及び客観性の確保に努めなければならない。

3 市長等は、原則として、審議会等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

○解説

- ・第1項では、多様な視点を確保するため、「原則として」市民公募委員を選任すべき旨を規定しています。審議会等は、市政運営における民主性・専門性の確保といった大きな役割を果たしています。諮問事項（テーマ・課題）に関係のある団体の代表や有識者がメンバーに加わるのは、そのためです。しかし、そうしたメンバーだけでは得られない、一般市民の視点もあります。

なお、「適正な委員構成に努める」とは、審議会等における議論が多様な視点から活発になされるよう、市民公募委員の人数を必要十分に確保する等、委員構成に十分配慮すべきことを指します。

また、「原則として」とは、法令等により委員の構成が定められている場合や、特定の個人及び団体並びに行政処分に係る場合、高度な専門性が求められる場合等、市民公募委員を選任することが適当でない場合もあることを意味しています。

- ・第2項では、選考過程において透明性と客観性を確保することを規定しています。本市では、委員の公募方法に無作為抽出方式を採用し、また、選考方法は書類選考等で行い、さらに評価項目を事前に明示すること等により選考の恣意性を排除しています。
- ・第3項では、法令等に特別の定めがある場合や非公開情報を審議する場合、あるいは会議を公開することで自由な発言が損なわれるおそれがある場合等を除き、政策過程の透明性の確保や情報公開、情報共有の視点から、会議を公開し、また会議録及び会議資料を公表することを規定しています。

○ 用語の解説 ○

「審議会」とは、

地方自治法で「執行機関の附属機関」と定められています。例えば、太宰府市の未来のことや、たくさんの人が利用するような重要な政策を決める時などに、専門家やそれぞれの分野に詳しい人などに意見を聞くことで、適正な市政運営を行うことができます。

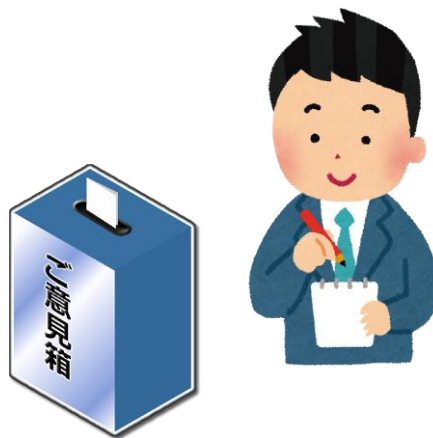
(パブリック・コメント)

第25条 市長等は、市政に係る重要な政策等を策定するときは、別に定めるところにより、事前にその案並びに趣旨、目的及び内容等を明確にした資料等を公表し、広く市民等の意見を求めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取り扱いの結果及びその理由を公表しなければならない。

○解説

- ・パブリック・コメント制度は、さまざまな視点から政策案への意見を求め、政策の質を向上させていく仕組みです。本市では、既にこの仕組みが設けられていますが、その重要性に鑑み、本条文を確認的に規定しています。
- ・第1項では、重要な政策等については、市民の意見を求めることを規定しています。特にポイントとなるのは、「その案並びに趣旨、目的及び内容等を明確にした資料等を公表」という点です。これは、形式だけ意見公募しても意見は出てきにくいこと、有益な意見が出てくるにはその前提としてポイントを明確に示した資料等が不可欠であることに鑑みたものです。
- ・第2項では、市民の意見が提出された際には、それを踏まえて政策等を定めていくとともに、提出意見に対して、市としてどのように検討し、また政策に反映させたのかを公表することを定めるものです。



(公益通報)

第26条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係わる違法又は不当な行為について、別に定めるところにより、職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより、不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

○解説

- ・「公益通報制度」(内部告発制度)とは、市の内部で不正な行為等が行われていることを知った職員はその事実を通報すべきことを定めるものであり、また、それによって通報した職員が不利益を受けることのないよう保護する仕組みのことです。本市では、既にこの仕組みが設けられていますが、その重要性に鑑み、本条文を確認的に規定しています。



(危機管理)

第27条 市長等は、市民及び来訪者等の安全を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、防災・減災の基盤整備を行うとともに、危機管理体制を整備しなければならない。

2 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。

3 コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

4 市長等は、災害等の発生時及びその前後において、市民及び来訪者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、コミュニティ及び関係機関並びに他の地方公共団体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。

○解説

- ・本条でいう「災害等」とは、台風、地震、感染症等の自然災害やテロ行為・有事等の人為災害により、市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼす状況を言います。
- ・災害時には、「自助」「共助」「公助」それぞれの取り組みが非常に重要であるため、第1項から第3項の規定を定めました。
- ・第1項では、市長等は、水害や地震など様々な災害等の発生時には、市民や来訪者等の安全・安心確保のため、あらかじめ災害対策本部体制の確立や地域防災計画の策定、避難場所の確保など、防災・減災の基盤を整備しておかなければならないことを定めています。
- ・第2項では、市民は、日頃から非常持ち出し用品を準備したり、避難路を確認しておくなど、自ら災害の発生に備えるとともに、災害等が発生した時は、自らの安全の確保を図らなければならないという「自助」について定めています。
- ・第3項では、コミュニティである自治会等、また地域の消防団等は、日頃から地域の防災体制を整備し、防災訓練等を行うとともに、災害が起こった場合には、身近な地域の中で市民が互いに助け合うという「共助」について定めています。
- ・第4項では、市は、災害等が発生した時に、市民や自治会、消防団、警察等の関係機関や、あるいは国、県、他の地方公共団体等と連携・協力し、市民及び来訪者等の安全確保に努めなければならないことを規定しています。
- ・この第1項と第4項に規定したことが「公助」となります。特に、国内外からの来訪者等の安全確保は、地域住民をはじめ、さまざまな関係機関の連携を図ることが求められます。



(国及び他の地方公共団体等との連携)

第28条 市長等は、行政サービスの向上又はまちづくりの推進及び広域的な課題を解決するため、国及び他の地方公共団体並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。

○解説

- ・行政需要の多様化、政策課題の広域化等により、市における課題が市単独では有効に解決できず、国及び他の地方公共団体等と連携・協力しなければ解決できない場合も多くなっています。また、消防や水道などにおいても、引き続き、広域的な連携を図る必要があります。さらに、まちづくりの推進を図る上で、NPO等の団体等と協力する必要も高まっています。そこで、本条では、国及び他の地方公共団体、NPO等の団体等と積極的に連携していくべきことを規定しています。



## 第8章 条例の見直し

条例の検証や見直しについて定めています。

### (条例の見直し)

第29条 市民は、この条例が適切に運用されているか及び社会情勢に適合したものか等について、市長等に意見を述べるができる。

2 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例が第1条に規定する目的の実現に寄与しているかについて、前項の規定により提出された意見を参考に検証するとともに、市民参画による検討を行うものとする。

3 市長は、前項の市民参画による検討の結果を受けて、条例の見直しについて検討した結果等を、議会に報告するとともに、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講じるものとする。

### ○解説

- ・第1項では、市民が自治基本条例に関する意見を出すことができることを定めています。  
自治基本条例は、市民自身が活動しながら、その中で出てくる不具合を改善し、より良いものへと市民が主体的に育てていく条例であると考えています。
- ・第2項では、この条例の実効性を確保するため、条例の規定内容がどのように制度等に反映され、この条例の目的の実現が図られたのかを検証するとともに、その検証結果を市民の参画により検討することを規定しています。
- ・第3項では、市長が、条例の見直しについて、市民の参画を得て検討し、見直しが必要と認める時には、条例改正案の策定等の必要な措置を行うことを定めています。

